

徳島県個人情報保護審査会答申第49号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年9月30日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日〇〇〇：〇ごろの〇〇〇職員の私へのたいおうにたいし人事課に申しでたことに対するたいおうがわかる文書」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月11日、実施機関は、開示請求に係る個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年10月17日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年2月13日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

平成〇年〇月〇日〇：〇ごろの〇〇〇の〇〇〇が私に声が大きいと暴言した聞き取りの文書があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人から当庁に対し、個人情報開示請求書記載の申出があったことは事実であるが、当庁においては、当該申出に係る情報共有、事実確認等は口頭により行っており、当該公文書の作成は行っていない。

また、個人情報開示請求については、条例第15条で請求を拒否できる場合が定められており、同条第2号では「開示請求に係る個人情報を保有していないとき。」と定められている。

以上により、本件請求については、条例第15条第2号に該当するため、条例第20条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を作成しておらず保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「平成〇年〇月〇日〇〇〇：〇ごろの〇〇〇職員の私へのたいおうにたいし人事課に申しでたことに対するたいおうがわかる文書」であり、平成〇年〇月〇日の〇〇〇時〇分頃の〇〇〇職員の審査請求人への対応に関し、審査請求人が人事課に申し出たことに対する対応状況を記録した文書と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人から人事課に対し申出があったことは事実であるが、当該申出に係る情報共有、事実確認等は口頭により行っており、当該公文書の作成は行っていないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応状況の記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ 審査請求人は、聞き取りの文書があるはずだと主張しているが、当該申出に係る対応について口頭により行っており、本件請求に係る保有個人情報について作成していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

エ よって、本件請求について保有していないことを理由として行った実施機関の

決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 2月13日	諮 問
3月21日	審 議 (第89回審査会)
5月24日	審 議 (第90回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者